



クリエイト通信 会長 小桐正彦

お風呂のお湯につかって、手でお湯を自分の方に(かけこむ)向けても十分お湯が来ませんが、お湯を反対側に押し出すとお湯は戻ってきます。

相続で親の財産を引き継ぐ一定条件で、必ず起こる現象があります。お湯を反対側に押し出すのは『感謝の気持ちを持ち譲る人』、自分の方に向けこむのは『貰えるのは当たり前だ、感謝の気持ちがなく、もっともっと欲しいがる人』この不思議な現象は、『振り子の原理』に似ております。右に大きく振られたオモリは必ず左に振り返ります。ブランコ・時計などでも一定条件で必ず起きる現象です。

入ったものは出る、出たものは入る。取れば取られる、与えれば与えられる。吐く息、吸う息。降る雨、昇る水蒸気。すべては発する方と還る方、この相反する方向に動いています。

『発すれば還る』すべて物事はこの原理の上に成り立っているそうです。

これに気付けば譲る事ができるでしょう。

イエローハット創業者鍵山秀三郎氏が次のように述べております。‘もっと、もっと、もっと’と際限なく求めて欲しがって生きるのは『請求書の人生』である。今与えられているものに‘感謝の心、譲る心’をもって生きるのは『領収書の人生』です。

請求書の生き方をする人が派手で目立つのに比べて、領収書の生き方をする人は地味で人目につかないところが共通しておられるそうです。

感謝の心を持っておられる方の遺産分割協議は円満に進められ、‘もっと、もっと’と欲しいがる方の遺産分割協議はスムーズに進まず、相続紛争になるケースが多いようです。亡くなった方が一番希望しておられるのは円満相続です。



4月・5月の上映作品



ボブという名の猫2
幸せのギフト(イギリス)
4月22日(金)~5月5日(木)



ぼけますから、よろしくお願ひします。
おかえり お母さん(日本)
5月20日(金)~6月2日(木)



アネット
(フランス、ドイツ、ベルギー、日本、メキシコPG12)
4月1日(金)~4月21日(木)



ちょっと思い出しただけ(日本)
4月8日(金)~4月21日(木)



ニワトリ☆フェニックス(日本)
5月20日(金)~6月2日(木)



名付けようのない踊り
(日本)
4月1日(金)~4月14日(木)



ブラックボックス 音声分析捜査
(フランス)
4月1日(金)~4月14日(木)



オペレーション・ミンズミート
ナチを敷いた死体(イギリス)
5月6日(金)~5月19日(木)



パワー・オブ・ザ・ドッグ
(イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ)
5月6日(金)~5月19日(木)



浜松市中区田町 315-34 笠井屋ビル 3F
TFL 053(489)5539
URL <http://cinemae-ra.jp>

本チラシをお持ちの方、3名様までお一人1,200 円に割引致します。 有効期限: 2022年5月末まで



☆ホームページの URL が変更になりました

新 URL 《 <https://www.curieito.co.jp> 》 宜しくお願い致します。

開運アドバイザー 大庭 佳高 先生



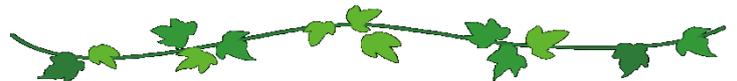
じつは・・・九星気学は方位学なのです

今まで家相や土地相のを中心にお伝えしていましたが、九星気学の醍醐味は方位学にある、と言われます。方位学とは、その人にとって吉につながる「気」が、そのタイミングではどちらにあるかを指し示す学問になります。つまり引っ越しで行く方位があなたにとって「吉」になるのか、それともならないのかが分かるということです。引っ越しは吉の方位に行くと 60 年間吉が続くと言われていています。新年度で新しい生活のために引っ越しを進めている方も多いかと思いますが、どうせならいいタイミングで、大きな吉を得られるような、いい方位に引っ越ししたいものですね。

《出店鑑定のお知らせ・・・4月16日(土)17日(日)、「開運アドバイザーおおば」という名前でネットヨタ静岡葵町店にてイベント出店をします。当日はワンコイン鑑定(約10分)をしますので、ぜひお越しください。》

(磐田結婚相談サービス代表 大庭佳高)

不動産のはなし 担当 山下 哲也



「競売のはなし」その後①

昨年の8月号で「競売のはなし」を書きました。不動産競売の一般的な流れについて書いたのですが、冒頭で「最近ある競売物件を入札したので・・・」のとおり令和3年6月の期間入札に出ていた物件に入札していて、丁度8月号の「不動産のはなし」の原稿を書いていた時期が開札だったのです。結果、見事(?)「最高価買受申出人」となりました。

「最高価買受申出人」とは「適法な入札をした者の中で最も高額な入札金額の申出をし、執行官から最高価買受申出人と定められた者のこと・・・」つまりその競売に出ていた物件を取得する権利を得たという事です。少しまどろこしいのですが、開札日に最高価買受申出人となってもすぐにその不動産の所有権移転手続きが出来るわけではありません。開札日の後に売却決定期日という日があらかじめ設定されており、この期間に裁判所が、最高価買受申出人に不動産の売却の許可をするか否かを審査します。この審査(裁判)を経て「売却許可決

定」となるのですが、まだあります。この後この「売却許可決定」に対して債権者・債務者及び(競売不動産の)所有者等の利害関係人が不服申立の執行抗告をする期間(1週間以内)が設けられています。

この間に執行抗告の申立てがされない場合、晴れて「売却許可決定」が確定することになり、裁判所から「最高価買受申出人」宛に、競売で取得する物件について「あなたを買受人とする売却許可が確定したので、〇〇日までに代金を納付して下さい」という内容の「代金納付期限通知書」が特別送達で届くのです。今回の場合弊社にこの通知書が届いたのは開札日から約1カ月後でした。納付期限はこの通知が到着してから約1カ月でしたが、もちろん期限内に納付し、同時に登記も移転しました。

さて、今回弊社が競売で買受した不動産は土地・建物(古屋)で現状空家の状態のものです。通常の売買なら代金を支払い、所有権移転登記をして不動産の引渡しがあれば、全て終わるのですが、競売はそう簡単には終わりません。(次号につづく)

☆無料個別相談会のお知らせ 毎月第3土曜日

専門家がお答えします!

税理士・司法書士・耐震診断補強相談士・社会保険労務士

相続アドバイザー・宅地建物取引士・ファイナンシャルプランナー

電話にてご予約下さい TEL447-7941

相談予定日 4月16日・5月21日



発行所 地元で31年・・・

不動産・相続アドバイザー

クリエイト・ジャパン浜松西株式会社

〒432-8061 浜松市西区入野町 16102-10

TEL 053-447-7941・FAX053-447-7948

Eメール: curieito@ka.tnc.ne.jp

HP: <http://www4.tokai.or.jp/CURIEITO/>